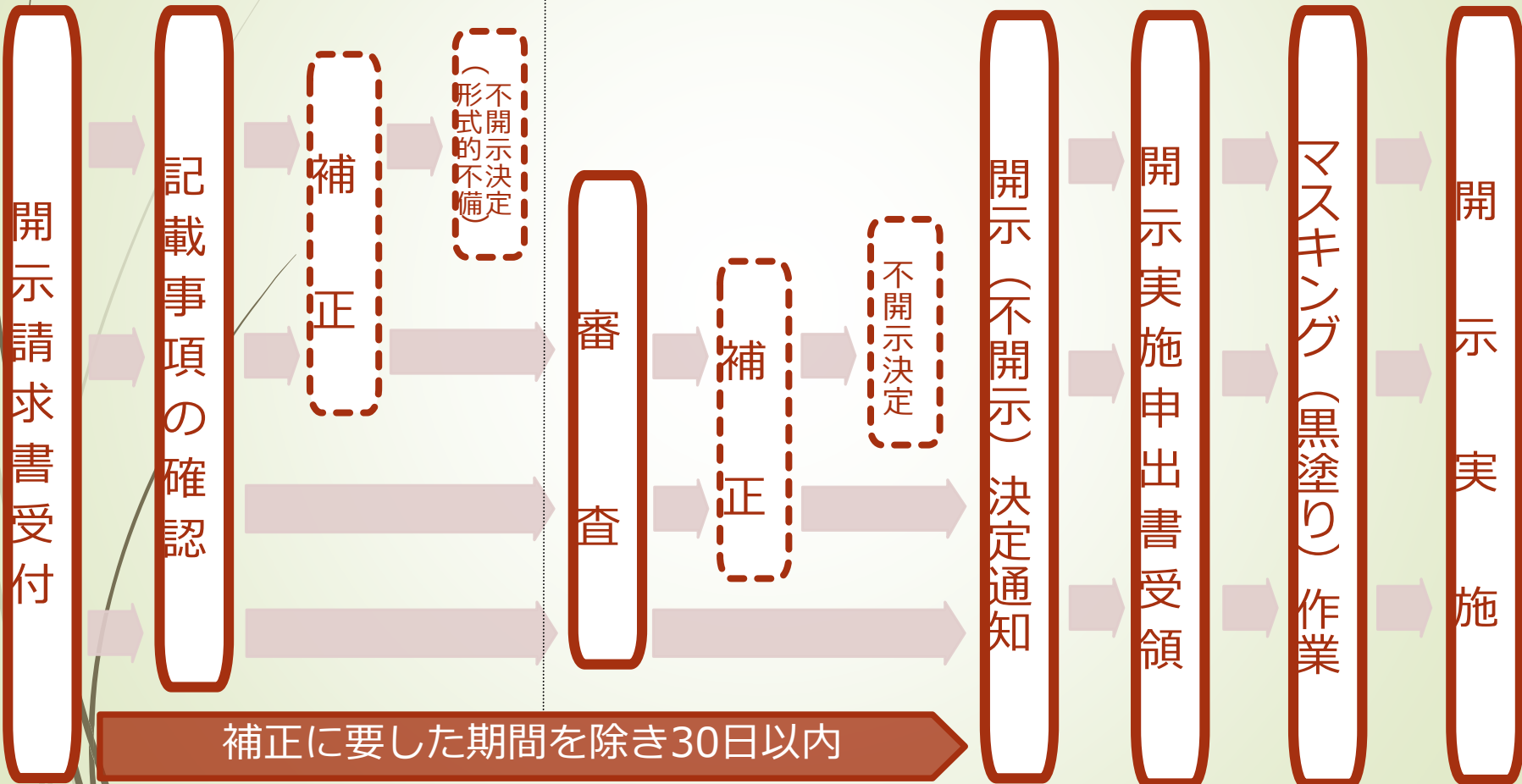


開示請求に係る事務処理フロー

情報公開窓口

文書所管課



- 開示請求の受付日から開示決定等通知書の発送日まで30日以内。ただし、補正に要した日数は除く。
- 事務処理上の困難、その他正当な理由があるときは、上記期間は60日以内まで期限を延長する。
- 対象文書が著しく大量で、事務の遂行に著しい支障が生ずる恐れがある場合は、期限の特例を適用する。